

令和2年度「地域の文化芸術振興事業」応募提案選定方針

1 審査方法

(1) 審査は、別紙「地域の文化力振興事業委託料」応募提案審査票（以下、「審査表」という。）により、各委員が審査・評価を行う。

(2) 各委員の審査は、それぞれの応募提案について、審査票の評価項目毎に評価の視点、配点に基づき評価を行う。

各委員が付した合計点の高い方から、予算の範囲内で選定する。

ただし、「D」若しくは「E」の評価を付した項目が複数ある場合は、「不採択」の評定を行うことができるものとする。

① 評価点

評価点は、審査項目毎に5段階評価とし、その配点は以下のとおりとする。その際、複数の企画提案書が同程度と評価される場合には、同得点とすることを妨げない。

また、各企画提案書に対する各委員の持ち点は、**40点満点**とする。

5段階評価	10点満点
A（非常に優れている）	10
B（優れている）	7～9
C（良好・適切である）	5～6
D（やや劣っている）	2～4
E（劣っている）	0

(3) 企画提案応募申請者が1者の場合でも、審査委員会において審査を行うものとする。

(4) 上記により難い状況が生じた場合は、委員の合議により選定順位を決定する。

2 評価項目、配点

(1) 事業効果について（20点満点）

① 普及推進力（10点満点）

・離島・北部地域において、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる公演となっているか。

・今後も地域住民の文化活動の参加促進につながるものであるか。

② 企画力（10点満点）

- ・実現可能な提案内容となっているか。
- ・公演地（地元）出演者、観客等との文化交流が図られる内容か。

(2) 費用の積算（10点満点）

- ・各項目の費用積算は、経済的かつ合理的な積算となっているか。
- ・事業の執行に当たって、財務上の問題はないか。

(3) コロナウィルス感染症対策（10点満点）※新規

- ・コロナウィルス感染症対策にかかるガイドラインは、効果的かつ実施可能な内容となっているか。

3 その他留意事項

(1) 次回審査への持ちこしについて（キャリアオーバーの可否）

高い事業効果が見込める取り組みであるため、今期の採択は見送るものの、次回へ再度応募することを可能とするか、審査員に便宜上、判定してもらう。

4 審査員について

審査を行う者は以下のとおりとする。

- (1) 文化振興課長
- (2) 文化振興課文化振興班長
- (3) 文化振興課文化企画班長